平成22年2月5日

各　　位

会 社 名　　株式会社ノリタケカンパニーリミテド
代表者名　　代表取締役社長　　種　村　　均
（コード番号　　５３３１　東証、名証第１部）
問合せ先　　広報室長　　夫 馬　裕 子
（TEL.　０５２－５６１－７１１０）

当社元従業員の不正行為にかかる再発防止策、及び経営・管理責任について

当社は、平成21年11月4日付で「当社元従業員による不正行為に関するお知らせ」を開示しましたが、本件につきまして、株主・投資家の皆様、取引先および市場関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

当社は、昨年10月に当社元従業員による不正行為が判明したことを受け、真相究明のため警察に捜査を依頼するとともに、社内に対策本部を設置して再発防止に向けた管理体制の見直しに取り組んでまいりました。

この度、対策本部が本件にかかる再発防止策をまとめ、本日の取締役会で報告を行い、あわせて経営・管理責任についても方針が定まりましたので、下記の通りご報告します。

記

１．不正行為の概要と経緯

本件は、当社連結子会社であった株式会社ノリタケテーブルウェア（食器の国内販売会社。平成21年10月1日に当社に吸収合併。以下NTL）において、経理業務を担当していた元従業員（男性、60歳）が、受取手形の現金化の際に現金の一部を着服し、経理データを改ざんする方法で、長期・複数回にわたって、NTLの資金を横領していたものです。

本件につきましては、昨年10月14日に元従業員より上司へ自己申告があり、昨年9月末時点の受取手形の帳簿残高と保有手形の現物を照合した結果、本人の申告金額（3億73百万円余り）と同額の受取手形が不足していることを確認しました。当社は、同10月19日をもって元従業員を懲戒解雇し、同11月2日に愛知県西警察署へ被害を届け出ました。

また、当社は社内調査によって3億73百万円余りのうち7年分（平成14年10月から平成21年9月）の計91百万円余りについて経理データの改ざんを確認し、その結果をもって平成22年1月18日に元従業員を刑事告訴いたしました。

２．本件の発生原因

当社は、対策本部による社内調査によって以下の事実を確認し、これらが本件の発生及び長期間にわたり発見できなかった原因となったと考えております。

① 管理体制の不備

NTLは、長年にわたって国内食器市場の構造変化に合わせて継続的に事業を縮小し、管理部門のスリム化を進めてきました。この中で、捺印権限者は部門長であったものの、実務上の都合から社印が保管されている金庫の鍵の保管が元従業員に委ねられていたほか、受取手形の現金化にかかる業務は、元従業員が実質的に一人で行っておりました。この結果、元従業員は受取手形現金化の後に、社印を使って現金を引き出すことが可能な状況にありました。

② 担当職務の固定化

元従業員は、昭和59年（1984）10月から平成21年（2009）9月の計25年間、一貫してNTL及びその前身の会社の経理事務を担当していました。

３．再発防止策

上記事項を経営上の課題として真摯に受け止め、二度とこのような事態を発生させないよう、ノリタケグループ全体で以下の再発防止策に取り組み、内部統制を強化してまいります。

① 内部統制に基づく管理体制の強化

内部統制機能を強化するため、受取手形の現金化など、これまで当社の内部統制評価の対象としていなかった業務プロセスもその対象に含め、同様に評価することとします。

また、経理に関わる部門の責任者には、財務諸表の全ての項目について責任を持って確認・承認することを徹底させるほか、印鑑及び金庫の管理・取扱いについても管理基準を策定して、グループ全体の内部統制体制の強化を図ります。

② 内部監査の強化

業務のプロセス監査である内部統制制度の監査に加えて、手形や売掛金といった財務項目についてのサンプル監査を実施することにより、内部監査の質を高めます。

③ 人事政策の改善

ノリタケグループ各社の経理部門において、一人の従業員に長期間同じ職務を担当させないように、同一職務への複数の人員配置、2年毎の担当職務の変更といった配慮をし、不正発生のリスク低減に努めます。

また、ノリタケグループの全役職員を対象とした漏れのないコンプライアンス教育を進めると同時に、各部門においてのコンプライアンス活動を強化し、グループ全体にコンプライアンス意識の再徹底を図ります。

尚、当社は現在グループ会社の当社への統合を進めており、このことによっても、上記項目の強化、改善が促進されるものと考えております。

４．経営・管理責任について

元従業員の不正行為を長期間発見できなかった経営・管理責任は重大であり、その責任を明確にするため、関係者の処分は次の通りとしました。

対象：	①	代表取締役（2名）	15%	役員報酬減額
	②	食器事業担当執行役員		
		食器事業部長　（1名）	15%	役員報酬減額
		食器副事業部長（1名）	10%	役員報酬減額
	③	財務担当取締役　（1名）	10%	役員報酬減額
	④	その他当社取締役　（5名）	5%	役員報酬減額
	⑤	監査役　（4名）	5%	役員報酬減額
期間：	平成22年1月分報酬から3か月間			

上記の他、NTLの元担当取締役（1名、現在は当社従業員）の給与10%減額を同期間実施します。

以　上